



令和5年2月21日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

消費税のインボイス制度に関するWeb説明会の開催について [農林漁業者、食品関連事業者、関連団体等向け]

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。この制度については、課税事業者の皆様に加えて、免税事業者の方々も対応が必要となる場合があります。

このため、沖縄総合事務局農林水産部では、農林漁業関係事業者の皆様に対し、インボイス制度の基本的な知識の習熟と具体的な準備対応を行っていただくためにWeb説明会を開催します。

1. 概要

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイス（適格請求書）の保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには令和3年10月1日に開始された税務署への「適格請求書発行事業者（※）」としての登録申請が必要となります。

インボイス制度は、課税事業者の皆様に加えて、現在免税事業者である方々も対応が必要となる場合がありますので、農林漁業関係事業者の皆様に制度を御理解いただき準備対応を行っていただけます。以下とおり、Web説明会を開催します。

（※）インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者を指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

2. 内容及び講師

○内容：

- (1) インボイス制度の概要
- (2) 農業者、関連事業者の皆様にお願いしたいこと
- (3) 中小企業等に向けた支援策について

○講師：沖縄国税事務所担当官、農林水産省経営局総務課調整室

3. 開催日時及び場所

日 時：令和5年3月13日（月）15:00～（Web会議接続開始14:30～）

方 法：Web会議システム（Webex）を活用し、沖縄総合事務局、農林水産省及び参加者のパソコンを接続して実施。

4. 参加申込方法

参加を希望される方は、3月6日（月）までに、本文に必要事項（①所属、②氏名（ふりがな）、③連絡先（電話番号、メールアドレス）、④使用する端末数）を記入したメールを以下のアドレス（invoice.k5z★ogb.cao.go.jp）まで送付願います。（※迷惑メール対策のため、「@」を「★」で表記しております。お手数ですが、「★」を「@」に置き換えてください。）。なお、定員（接続端末数200）になり次第締め切らせていただきます。

お申し込みいただいた方には、御登録いただいたメールアドレスにWeb会議の招待URL及び資料を送付いたします。

※1台の端末を使用して複数名参加する場合は、①及び②について、参加者全員の情報の記入をお願いします。

※お申し込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、本人への連絡を行う場合等、説明会の運営に必要な範囲内のみでの利用に限定します。

5. 参加する場合の留意事項

会議中は参加者の皆様のパソコンの音声をミュートにしていただき、事務局から指名を受けて発言する場合以外は発言しないようお願いします。

[お問合せ先]

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局 農林水産部 経営課

担当者：平良、山川

電話：098-866-1628（直通）